

**横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1022号)**

平成24年2月17日

横情審答申第1022号
平成24年2月17日

横浜市長 林文子様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三辺夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
く諮問について（答申）

平成23年6月8日建総第159号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別添文書「懲戒処分申立書」を平成15年10月30日市長宛に提出し、市民局の広聴課職員が受理したが、その後「懲戒処分申立書」の文書に係わった職員の氏名、所属、住所」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添文書「懲戒処分申立書」を平成15年10月30日市長宛に提出し、市市民局の広聴課職員が受理したが、その後「懲戒処分申立書」の文書に係わった職員の氏名、所属、住所」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添文書「懲戒処分申立書」を平成15年10月30日市長宛に提出し、市市民局の広聴課職員が受理したが、その後「懲戒処分申立書」の文書に係わった職員の氏名、所属、住所」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年3月23日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）から平成15年10月に提出された懲戒処分申立書を受けて、関係者に事実確認する等の調査や処分の要否について検討等を行ったところ、懲戒処分に当たるような事実やその疑義はないと判断している。また、これらの対応を決定する過程は、全て口頭で行われ、文書を作成することはなかった。
- (2) 申立人は、口頭での調査・検討について、虚偽である旨を主張しているが、前記(1)で説明したとおり文書は作成していない。
- (3) 申立人が主張している懲戒処分申立書の回答について文書で平成17年3月中に回答するという内容の文書（以下「回答約束文書」という。）は建築局総務部総務課（以下「建築局総務課」という。）において保管されていることを確認したが、当該文書自体が申立人自身に対して送付されており、既に所持していること及び懲戒処分申立書の提出から2年近い年月を経ている文書であることから、申立人が求めている文書であるとは考えていません。申立人が求めていると思われる事実確認など

の調査や、処分の要否について検討等をした文書ではないことから、本件請求に係る対象の文書として特定していない。

- (4) したがって、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 非開示決定通知書において、「「懲戒処分申立書」の処理について、当時は口頭で行っており、当該開示請求に係る行政文書については、作成し、又は取得しておらず、保有していないため。」という事実に反する虚偽の理由で非開示になっている。
- (3) 建築局の関係者から電話及び面会による口頭での回答を一切受けておらず、非開示決定通知書の理由は、有印虚偽公文書記載の行為に該当する。
- (4) 申立人は、懲戒処分申立書を平成15年10月に都市経営局市長室秘書課（当時。現在の政策局秘書部秘書課）に持参したところ、市民局広報相談部広聴課（当時。現在の市民局広報相談サービス部広聴相談課。以下「広聴課」という。）へ案内され、広聴課の職員が懲戒処分申立書を受領した。
- (5) その後、市当局から申立人に何ら連絡がなかったので、再度広聴課を尋ねたところ、申立人が提出した懲戒処分申立書については各局の不祥事防止対策委員会に該当する案件と判断したため、建築局に回送したと説明を受けた。その際に、建築局総務課の係長から申立人に連絡するように依頼した内容の広聴課が作成した文書を受領した。
- (6) ところが、建築局から何の連絡もなかつたので、広聴課に催促したところ、平成17年3月に建築局総務課の係長から、回答約束文書が送付されてきた。
- (7) その後、何の連絡もないことから、平成17年12月に懲戒処分申立書に関連した質問申立書を提出した。以上の経過から「当時は口頭で行っている」という理由は、虚偽の事実である。回答約束文書が送付されてきたことからも建築局の係長が文書に関わっていた事実からも虚偽理由である。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が平成15年10月30日に実施機関に提出した懲戒処分申立書に関わった職員の氏名、所属及び住所が分かる文書である。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張している。

イ 当審査会では、平成20年12月19日の答申第571号及び平成22年10月22日の答申第790号（以下「先例答申」という。）において、申立人が提出した懲戒処分申立書に関して、実施機関が行った調査や検討などについて記録された文書が作成されたことを示す事情は認められないとしている。また、回答約束文書は調査や検討などについて記録された文書ではないから、当該文書を開示請求に係る行政文書として特定していないことに問題はないとも判断している。

ウ 懲戒処分申立書に関して、文書が作成されていないことについては、現時点において先例答申における事実認定を覆すような事情も認めらない。したがって、調査や検討などについて記録された文書が存在しない以上、本件申立文書を作成していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(3) 付言

本件請求に係る開示請求書には、申立人本人が過去に実施機関に提出した文書を添付し、当該文書に関する文書の請求をしている。したがって、本件請求は、条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人情報を求める開示請求であると考えることができ、本来であれば、請求の対象となる文書の存否を答えるだけで非開示情報を明らかにすることになるとして、存否応答拒否を検討すべきものであったとも考えられる。

今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重に行うよう望むものである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

（第三部会）

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年 6月 8日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年 6月14日 (第193回第二部会)	
平成23年 6月17日 (第120回第三部会)	・諮問の報告
平成23年 6月23日 (第187回第一部会)	
平成23年 7月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年 11月18日 (第129回第三部会)	・審議
平成23年 12月 2日 (第130回第三部会)	・審議
平成24年 1月20日 (第132回第三部会)	・審議